

～ここだけは押さえておきたい～

2024年3月  
職業紹介事業報告書  
作成セミナー

静岡労働局 需給調整事業課

# 本日の資料

## ■ 職業紹介事業報告書作成セミナー (PowerPoint)

## ■ 記載例 (様式第8号、様式第8号の2)

## ■ 職業紹介事業報告書 (様式第8号) FAQ

## ■ 職業紹介事業報告における「取扱業務等の区分」新旧一覧表

▶ 様式第8号

▶ 様式第8号の2

▶ FAQ

▶ 新分類一覧表

▶ 旧分類一覧表

職業紹介事業報告書(様式第8号)FAQ

No.	Questions	Answers
1	職業紹介事業報告書の提出期限はいつですか?	職業紹介事業報告書の提出期限は、毎年12月31日までに提出する必要があります。
2	職業紹介事業報告書の提出場所は?	職業紹介事業報告書の提出場所は、職業紹介事業報告書の提出先(職業紹介事業報告書の提出先)です。
3	職業紹介事業報告書の提出方法は?	職業紹介事業報告書の提出方法は、職業紹介事業報告書の提出先(職業紹介事業報告書の提出先)に提出する必要があります。
4	職業紹介事業報告書の提出書類は?	職業紹介事業報告書の提出書類は、職業紹介事業報告書の提出先(職業紹介事業報告書の提出先)に提出する必要があります。
5	職業紹介事業報告書の提出書類の提出期限はいつですか?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出期限は、毎年12月31日までに提出する必要があります。
6	職業紹介事業報告書の提出書類の提出場所は?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出場所は、職業紹介事業報告書の提出先(職業紹介事業報告書の提出先)に提出する必要があります。
7	職業紹介事業報告書の提出書類の提出方法は?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出方法は、職業紹介事業報告書の提出先(職業紹介事業報告書の提出先)に提出する必要があります。
8	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類は?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類は、職業紹介事業報告書の提出先(職業紹介事業報告書の提出先)に提出する必要があります。
9	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出期限はいつですか?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出期限は、毎年12月31日までに提出する必要があります。
10	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出場所は?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出場所は、職業紹介事業報告書の提出先(職業紹介事業報告書の提出先)に提出する必要があります。
11	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出方法は?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出方法は、職業紹介事業報告書の提出先(職業紹介事業報告書の提出先)に提出する必要があります。
12	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類は?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類は、職業紹介事業報告書の提出先(職業紹介事業報告書の提出先)に提出する必要があります。
13	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出期限はいつですか?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出期限は、毎年12月31日までに提出する必要があります。
14	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出場所は?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出場所は、職業紹介事業報告書の提出先(職業紹介事業報告書の提出先)に提出する必要があります。
15	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出方法は?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出方法は、職業紹介事業報告書の提出先(職業紹介事業報告書の提出先)に提出する必要があります。
16	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出書類は?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出書類は、職業紹介事業報告書の提出先(職業紹介事業報告書の提出先)に提出する必要があります。
17	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出書類の提出期限はいつですか?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出書類の提出期限は、毎年12月31日までに提出する必要があります。
18	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出書類の提出場所は?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出書類の提出場所は、職業紹介事業報告書の提出先(職業紹介事業報告書の提出先)に提出する必要があります。
19	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出書類の提出方法は?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出書類の提出方法は、職業紹介事業報告書の提出先(職業紹介事業報告書の提出先)に提出する必要があります。
20	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出書類の提出書類は?	職業紹介事業報告書の提出書類の提出書類の提出書類の提出書類の提出書類は、職業紹介事業報告書の提出先(職業紹介事業報告書の提出先)に提出する必要があります。

職業紹介事業報告における「取扱業務等の区分」一覧表

事業報告書における「取扱業務等の区分」は下表によって区分されます。001～099は、年次労働力編成表分限表における区分番号です。  
※ 区分番号は職業分類区分令和4年4月14日より改訂いたしました。  
(参考 [https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/ushie\\_job\\_info.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/ushie_job_info.html))

取扱業務等の区分	留意事項・主な職業例
a 家政婦(天)	家政婦(天)を052とは分けて区分
b マネキン	マネキンを045とは分けて区分
c 建設職	
d 芸能家	
e 配管人	配管人を088とは分けて区分
f モデル	
g 医師	医師を021とは分けて区分
h 保育士	保育士を029とは分けて区分
i 特定技能の在留資格に係る職業等	特定技能の在留資格者、他の在留資格から特定技能の在留資格を移した者及び特定技能の在留資格に上り就労を希望している者
[ 01 管理的職業 ]	
001 法人・団体役員	
002 法人・団体管理職	
003 その他の管理的職業	工場・支店・営業所等の長 部長
[ 02 研究・技術的職業 ]	
004 研究者	
005 農林水産技術者	
006 電気技術者	各種電気技術者
007 製造技術者	
008 建築・土木・測量技術者	建築設計士、測量士
009 情報処理・通信技術者(ソフトウェア)	ソフトウェア開発技術者、プログラマー
010 情報処理・通信技術者(ソフトウェア)	ITコンサルタント、ITシステム設計技術者
011 その他の技術的職業	アテンドを除く

職業紹介事業報告における「取扱業務等の区分」一覧表

事業報告書における「取扱業務等の区分」は下表によって区分されます。001～099は、年次労働力編成表分限表における区分番号です。  
※ 区分番号は職業分類区分令和4年4月14日より改訂いたしました。  
(参考 [https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/ushie\\_job\\_info.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/ushie_job_info.html))

※ 区分番号(令和4年4月改訂)の報告から改訂後の職業分類にて記載してください。

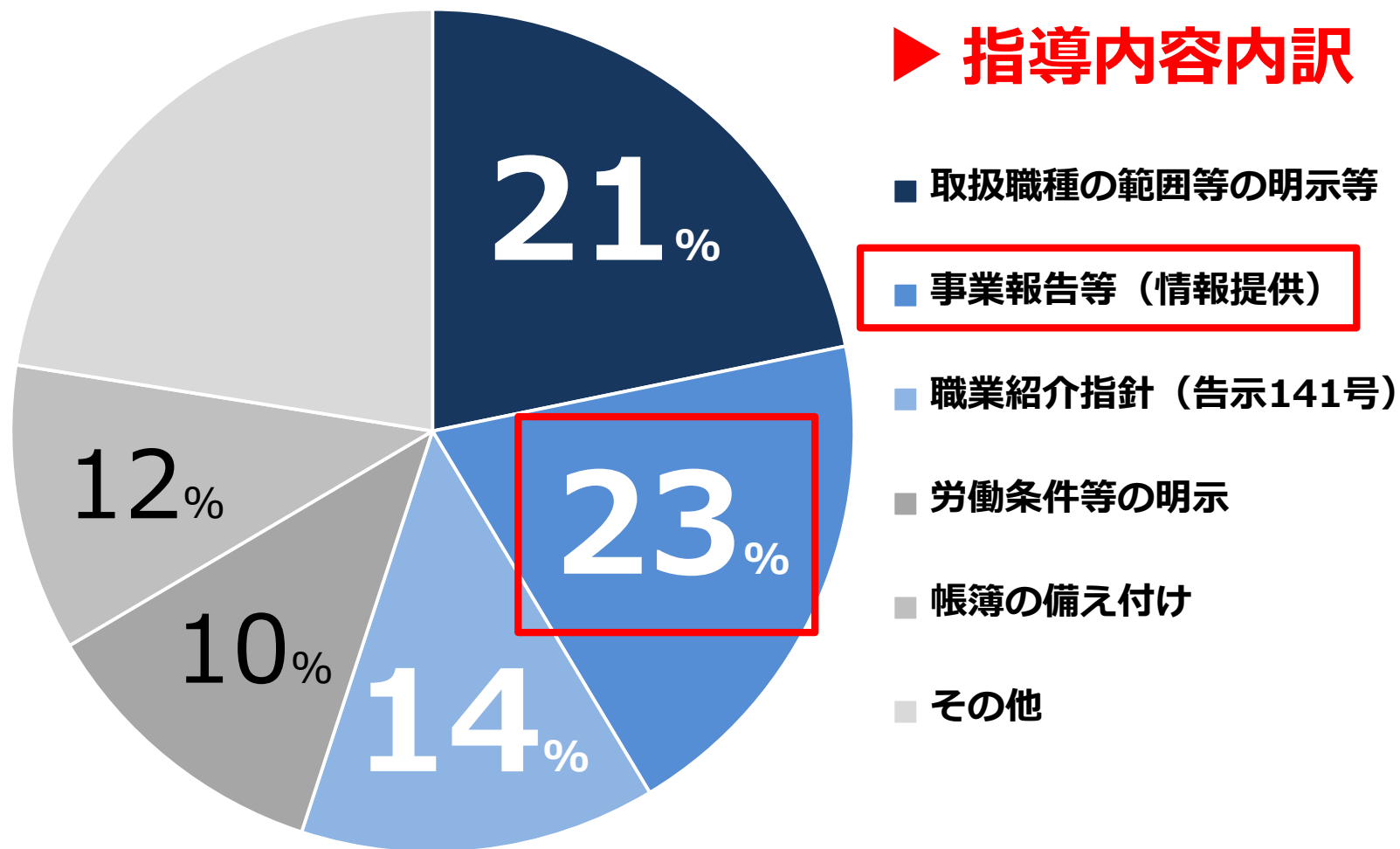
取扱業務等の区分	留意事項・主な職業例
001 芸能家	
002 家政婦(天)	家政婦(天)を052とは分けて区分
003 配管人	配管人を088とは分けて区分
004 調理師	
005 モデル	
006 マネキンを045とは分けて区分	
007 建築技術者	
008 医師	医師を021とは分けて区分
009 看護師	看護師、准看護師も13とは分けて区分
010 保育士	保育士も13とは分けて区分
011 特定技能の在留資格に係る職業等	特定技能の在留資格者、他の在留資格から特定技能の在留資格を移した者及び特定技能の在留資格に上り就労を希望している者
[ A 管理的職業 ]	
01 事務的の役員	
02 法人・団体の役員	
03 法人・団体の管理職	部長、工場・支店・営業所等の長
04 その他の管理的職業	
[ B 専門的・技術的職業 ]	
05 研究者	
06 農林水産技術者	
07 電気技術者	各種電気技術者
08 製造技術者	
09 建築・土木・測量技術者	建築設計士、測量士
10 情報処理・通信技術者	ソフトウェア開発技術者、プログラマー
11 その他の技術的職業	
12 医師、看護師、准看護師、薬剤師	看護師、助産師、薬剤師
13 情報処理、造形師、看護師	造形師、造形師、看護師

# 本日の予定

---

1. 事業報告書の制度
2. 作成手順・方法
3. 人材サービス総合サイトの入力

# 令和5年度 職業紹介事業に係る指導内容



# 本日の予定

---

## 1. 事業報告書の制度

## 2. 作成手順・方法

## 3. 人材サービス総合サイトの入力

## 事業報告書の制度 ▶ 事業報告書とは

---

- ▶ **根拠条文：職業安定法第32条の16** ほか
- ▶ **職業紹介事業所の業務運営状況の報告**
- ▶ **取扱実績がなくても提出必要**
- ▶ **提出がない場合、是正指導や行政処分の対象**
- ▶ **令和4年11月、行政処分実施**

# 事業報告書の制度 ▶ 提出書類

- ▶ 職業紹介事業報告書（様式第8号）
- ▶ 特別の法人無料職業紹介事業報告書（様式第8号の2）
- ▶ 提出部数（正本 **1通** 及びその写し **2通**）
- ▶ 様式は静岡労働局HP、厚生労働省HPからダウンロード可能

## 事業報告書の制度 ▶ 報告対象期間

---

- ▶ 令和 **5** 年**4**月**1**日～令和 **6** 年**3**月末日
- ▶ 許可後最初の報告対象期間は、  
許可年月日～3月末日



## 事業報告書の制度 ▶ 提出期間

---

- ▶ 毎年**4**月**1**日～**4**年**30**日まで
- ▶ 期限までに提出がない場合、行政指導



行政処分

✓ **未提出 = 法違反**

# 本日の予定

---

1. 事業報告書の制度

**2. 作成手順・方法**

3. 人材サービス総合サイトの入力

# 作成手順・方法 ▶ 様式の構成

令和6年度提出分の事業報告書（様式第8号及び様式第8号の2）は**様式が変更**となっているため、必ずHPから**最新の様式**をダウンロードして作成。

第1面

第2面

## ▶ 様式第8号

- 第1面
  - 第2面
- } 記入して提出
- 第3面
  - 第4面
- } 記載要領  
(提出不要)

## ▶ 様式第8号の2

- 第1面
- 記入して提出
- 第2面
- 記載要領  
(提出不要)

# 作成手順・方法 ▶ 第1面 その1

様式第8号（第1面）

「ユ」は有料、「ム」は無料

有料職業紹介事業報告書  
~~無料職業紹介事業報告書~~

22 -ユ- ○○○○○○

1 許可番号 22 -ム- ○○○○○○

2 事業所の名称及び所在地

(名称) 株式会社静岡労働局 駿河支店

(所在地) 静岡県静岡市葵区追手町9-50 静岡ビル5階

3 紹介予定派遣 紹介予定派遣実績の有無 有

該当しない方を抹消

紹介予定派遣の実績がある場合は、4・6欄に( )で紹介予定派遣の実績を内数で記載

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	

- タイトル
- 許可番号
- 事業所名称
- 所在地
- 紹介予定派遣の有無

# 作成手順・方法 ▶ 第1面 その2

## 4 活動状況（国内）

取扱 業務等の区分	① 求	
	有効 求人数	常用 求人数
038 会計事務の職業 (紹介予定派遣)	22 人	30 人
045 販売員	4 人	人
e 配せん人	7 人	0 人

A small thumbnail of a table with a red border. The table has multiple columns and rows, with a red box highlighting a specific section in the upper part of the table.

- 活動状況（国内）
- **職種ごと**に求人数、求職者数、就職件数、離職件数等を記載
- 紹介予定派遣は**内数**として記載



# 作成手順・方法 ▶ 取扱業務等の区分①

職業紹介事業報告における「取扱業務等の区分」一覧表

事業報告書における「取扱業務等の区分」は下表にて分類願います。  
 001～099 は、厚生労働省編職業分類表における中分類表記です。  
 ※ 厚生労働省編職業分類は令和4年4月14日より改訂いたしました。

(参考 [https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw\\_job\\_info.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_info.html) )



取扱業務等の区分	留意事項・主な職業例
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;">                     a 家政婦（夫）                      b マネキン                      c 調理師                      d 芸道家                      e 配せん人                      f モデル                      g 医師                      h 保育士                      i 特定技能の在留資格に係る職業紹介                 </div>	家政婦（夫）を 052 とは分けて区分 マネキンを 045 とは分けて区分 配せん人を 056 とは分けて区分 医師を 021 とは分けて区分 保育士を 029 とは分けて区分 特定技能の在留資格者、他の在留資格から特定技能の在留資格を取得した者及び特定技能の在留資格により就労を希望している者
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;">                     [ 01 管理的職業 ]                      001 法人・団体役員                      002 法人・団体管理職員                      003 その他の管理的職業                      [ 02 研究・技術の職業 ]                      004 研究者                      005 農林水産技術者                      006 開発技術者                      007 製造技術者                      008 建築・土木・測量技術者                 </div>	工場・支店・営業所等の長部課長 各種開発技術者 建築設計士、測量士 ソフトウェア開発技術者、プログラマー IT コンサルタント、IT システム設計技術者

①

②

① については、それぞれに分類

① 以外の職種は、②の分類にしたがって記入

# 作成手順・方法 ▶ 取扱業務等の区分② (離職のみ)

## 職業紹介事業報告における「取扱業務等の区分」一覧表

事業報告書における「取扱業務等の区分」は下表によってください。

01～78 は、厚生労働省編職業分類表における中分類表記です

※ 厚生労働省編職業分類は令和4年4月14日より改訂いたしました。

(参考 [https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw\\_job\\_info.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_info.html) )

※ 令和5年度分(令和6年4月提出)の報告からは改訂後の職業分類にて記載してください。

取扱業務等の区分	留意事項・主な職業例
001 芸能家	
002 家政婦(夫)	家政婦(夫)を35とは分けて区分
003 配せん人	配せん人を40とは分けて区分
004 調理師	
005 モデル	
006 マネキン	マネキンを32とは分けて区分
007 技能実習生	
008 医師	医師を12とは分けて区分
009 看護師	看護師、准看護師を13とは分けて区分
010 保育士	保育士を16とは分けて区分
011 特定技能の在留資格に係る職業紹介	特定技能の在留資格者、他の在留資格から特定技能の在留資格を取得した者及び特定技能の在留資格により就労を希望している者
[ A 管理的職業 ]	
01 管理的公務員	
02 法人・団体の役員	
03 法人・団体の管理職員	部課長、工場・支店・営業所等の長
04 その他の管理的職業	
[ B 専門的・技術的職業 ]	
05 研究者	
06 農林水産技術者	
07 開発技術者	各種設計技術者
08 製造技術者	
09 建築・土木・測量技術者	建築設計士、測量士

①

②

① については、それぞれに分類

① 以外の職種は、②の分類にしたがって記入

# 作成手順・方法 ▶ 第1面 求人



① 求人			
求人人数			
有効 求人人数	常用 求人人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数
22 人	30 人	183 人日	0 人日
0 人	(1) 人	(0) 人日	(0) 人日
4 人	5 人	0 人日	0 人日

● **有効求人人数：**

**R6.3.31現在**の有効求人の募集人数  
1社で3名分の求人⇒**3人**と計上

● **R5.4.1～R6.3.31**の求人募集人数（累計）

● **常用求人人数：**4ヶ月**以上**の有期又は無期

● **臨時求人人数：**1ヶ月**以上**4ヶ月**未満**の有期

● **日雇求人人数：**1ヶ月**未満**の有期

\* **延数** = 雇用期間（実働日数ではない）×人数

- 例えば、雇用期間4月1日～5月31日、求人3人の場合  
⇒61日×3人=183人日と臨時求人延数欄に記載
- 雇用期間が1ヶ月**未満**の場合は日雇求人延数欄に記載

単位

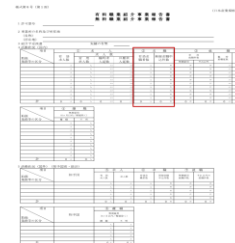
**「人日」**

= 雇用期間×人数

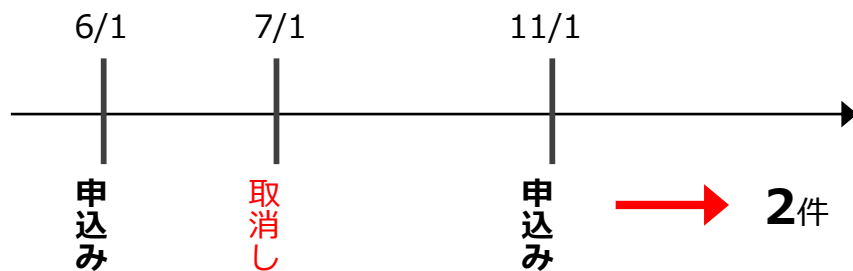


# 作成手順・方法 ▶ 第1面 求職

② 求 職	
有効求職者数	新規求職申込件数
30人	100件
(0)人	(10)件
30人	60件



- 希望業務が複数⇒優先順位が高いものに一つ計上
- 有効求職者数：R6.3.31現在
- 求職申込件数：R5.4.1～R6.3.31の求職申込件数（累計）



# 作成手順・方法 ▶ 第1面 就職

③ 就 職			
常 用 就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
無期雇用	それ以外		
4 件	2 件	61 人日	0 人日
(1) 件	0 件	0 人日	0 人日
1 件	0 件	0 人日	0 人日

- 就職：R5.4.1～R6.3.31の就職件数（累計）
- 延数：雇用期間（実働日数ではない）×人数

# 作成手順・方法 ▶ 第1面 離職



取扱 業務等の区分	項目	④ 離職	
		無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	
		離職	不明
26	会計事務の職業	1人	0人
32	商品販売の職業	0人	0人

- ▶ 就職後6カ月後の状況を確認してから報告  
⇒ 報告は1年遅れ

- 離職したかどうか不明な者⇒「不明」欄

- ① **R4.4.1~R5.3.31**の間に就職した
- ② **無期**雇用就職者のうち、
- ③ 就職後、**6**カ月以内に離職した者（解雇を除く）

# 作成手順・方法 ▶ 第1面 活動状況（国外）

5 活動状況（国外）（相手国別・総計）

取扱業務等の区分 項目	相手国	⑤ 求人		⑥ 求職		⑦ 就職	
		有効求人数	求人数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用就職件数	それ以外の就職件数
004 研究者	中華人民共和国 CHN	1 人	4 人	1 人	3 件	1 件	0 件
006 開発技術者	タイ THA	1 人	2 人	1 人	2 件	2 件	1 件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件

取扱業務等の区分 項目	相手国	⑧ 離職	
		無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	
		離職	不明
05 研究者	中華人民共和国 CHN	0 人	0 人
07 開発技術者	タイ THA	0 人	0 人
		人	人
		人	人
		人	人
計		0 人	0 人

▶ 取扱業務等の区分ごとに「相手国」を記載

# 作成手順・方法 ▶ 第2面 手数料の種類

- ▶ ① 求人者（上限制）手数料：成功報酬を**求人者**から徴収（上限あり）
- ▶ ② 求人受付手数料：求人受付時に**求人者**から徴収（上限あり）
- ▶ ③ 求人者（届出制）手数料：事前に届け出た**手数料表**に基づいて手数料徴収
- ▶ ④ 求職受付手数料：求職申込時に**求職者**から徴収（対象職業限定、上限あり）
- ▶ ⑤ 求職者手数料：成功報酬を**求職者**から徴収（対象職業限定、上限あり）

6 収入状況（国内・国外）

項目 取扱 業務等の区分	① 求人者（上限制）手数料 <small>（職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料）</small>			② 求人受付手数料 <small>（別表）</small>			③ 求人者（届出制）手数料 <small>（職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料）</small>			④ 求職受付手数料	
	常用	臨時	日雇	件	千円	千円	常用	臨時	日雇	件	千円
010 情報処理・通	千円	千円	千円	件	千円	千円	7000	千円	66	千円	千円
038 会計事務の職	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
e 配せん人	千円	千円	千円	件	15	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	0	0	49	23	15	千円	8400	千円	66	0	千円

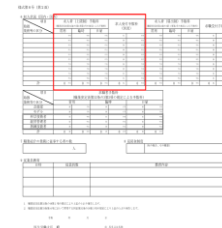
項目 取扱 業務等の区分	⑤ 求職者手数料 <small>（職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）</small>		
	常用	臨時	日雇
芸道家	件	千円	千円
モデル	件	千円	千円
科学技術者	件	千円	千円
経営管理者	件	千円	千円
熟練技能者	件	千円	千円
計	0	0	0

# 作成手順・方法 ▶ 第2面 収入状況

- ▶ 職種ごとに収入額を記載
- ▶ 単位は「千円」（千円未満は**四捨五入**）
- ▶ **届出制手数料**の場合、「求人者（届出制）手数料」に記載
- ▶ 手数料は、**徴収した日**の年度に含める
- ▶ 手数料の**返金額**は考慮しない（差し引かない）
- ▶ **合計額**の記載漏れに注意

The image shows a portion of a financial statement form. A red rectangular box highlights a table with multiple columns and rows, likely representing the 'Income Status' mentioned in the text. The table contains numerical data, and the highlighted area is the primary focus of the document's instructions.

# 作成手順・方法 ▶ 第2面 上限制手数料を採用する事業者



国外)

求人者（上限制）手数料 (職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料)			求人受付手数料 (別表)		
常用	臨時	日雇			
千円	千円	千円	件	千円	
千円	千円	千円	件	千円	
千円	千円	千円	件	千円	
千円	千円	千円	件	千円	
千円	千円	千円	件	千円	
千円	千円	千円	件	千円	
千円	千円	49千円	23件	15千円	

▶ 求人受付手数料は上限 7 1 0 円 / 件  
(免税事業者は660円 / 件)

▶ 千円単位 (千円未満は四捨五入)

- 年度内 (令和5年4月1日～令和6年3月31日) に受け取った金額を記載

▶ 届出制手数料を採用している事業者の場合  
は原則 **記入不要**

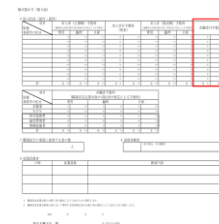
求人者（届出制）手数料 (職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)		
常用	臨時	日雇
7000 千円	66 千円	千円
(1000) 千円	(0) 千円	千円
1400 千円	0 千円	千円
千円	千円	千円
千円	千円	千円
千円	千円	千円
千円	千円	千円
千円	千円	千円
千円	千円	千円
千円	千円	千円
8400 千円	66 千円	千円

▶ **上限制**手数料を採用している事業者の  
場合は**記入不要**

The image shows a portion of a Japanese labor market form. A red rectangular box highlights a specific section of the form, likely related to the fee information mentioned in the text. The form contains various fields and tables for data entry.



# 作成手順・方法 ▶ 第2面 求職受付手数料



求職受付手数料	
件	千円
件	千円
件	千円
件	千円
件	千円
件	千円
件	千円
件	千円
件	千円
件	千円
件	千円

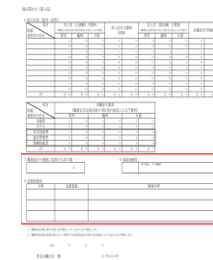
- ▶ 芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理師、モデル又はマネキンの職業に限る
- ▶ 上限 7 1 0 円 / 件 (免税事業者 6 6 0 円 / 件)
- ▶ 1人につき月3回まで徴収可能

# 作成手順・方法 ▶ 第2面 求職者手数料

取扱 業務等の区分	求職者手数料 (職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)					
	常用		臨時		日雇	
芸能家	件	千円	件	千円	件	千円
モデル	件	千円	件	千円	件	千円
科学技術者	件	千円	件	千円	件	千円
経営管理者	件	千円	件	千円	件	千円
熟練技能者	件	千円	件	千円	件	千円
計	件	千円	件	千円	件	千円

- ▶ 科学技術者、経営管理者、熟練技能者は、年収700万円を超える者に限る

# 作成手順・方法 ▶ 第2面 その他



## 7 職業紹介の業務に従事する者の数

3 人

## 8 返戻金制度

有

(有の場合、その概要)

無期雇用就職者について、事業主都合による解雇以外の理由により入社後1ヵ月以内に離職した場合、紹介手数料の80%を求人者に返還。

## 9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
令和5年5月11日 9:00~16:00	2人	外部講師を招いてキャリアカウンセリング研修を実施
令和5年10月14日 13:00~16:00	2人	職業紹介責任者が講師となり、職業安定法に関する研修を実施
令和6年1月14日 9:00~16:00	2人	〇〇協会が実施する職業紹介事業者向けの講習会に参加

▶ 7 欄 : 職業紹介責任者を含む人数 (= 1人以上)

▶ 8 欄 : 「有」の場合、返戻金制度の概要も記載

▶ 9 欄 : 職業紹介責任者が行った教育 (外部研修も含む)

⇒従業員数に職業紹介責任者は含めない

⇒未実施の場合、「未実施」と記載

## 作成手順・方法 ▶ 最後に

---

- ▶ 提出は、原則**郵送**でお願いします
- ▶ 郵送の際は、**返信用封筒**の同封
- ▶ 報告期限は、**4月30日**（火）

# 本日の予定

---

1. 事業報告書の制度

2. 作成手順・方法

3. 人材サービス総合サイトの入力

# 人材サービス総合サイト ▶ 概要

## ▶ 厚生労働省が運営

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>



## ▶ 派遣・紹介事業の許可・届出事業の一覧

## ▶ 制度の周知や最新情報の提供

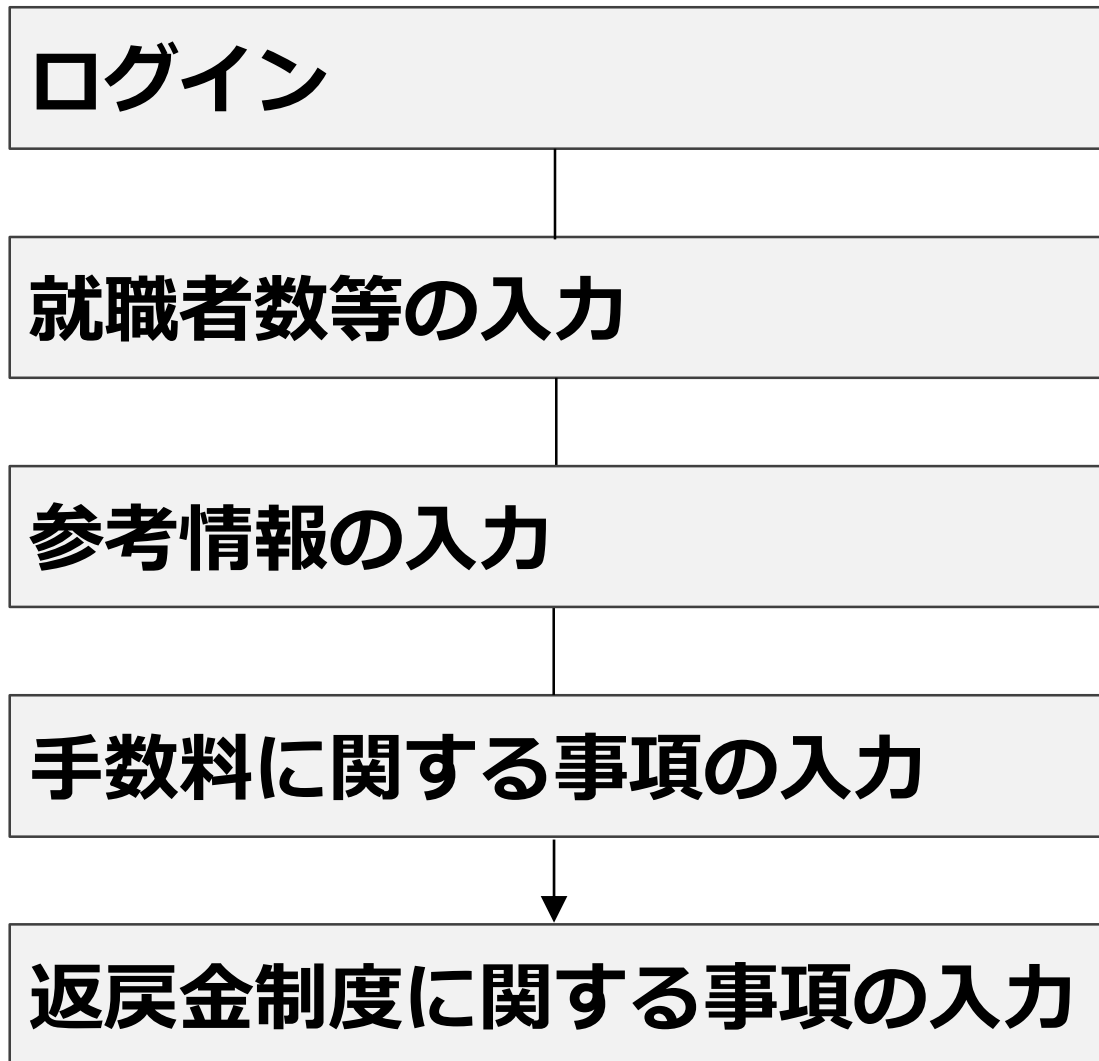
厚生労働省職業安定局  
人材サービス総合サイト

HOME 問い合わせ先 サイトマップ

文字の大きさ 小 中 大



# 人材サービス総合サイト ▶ 入力手順



よくいただくお問い合わせは、スライド番号45を参照



# 人材サービス総合サイト ▶ 情報提供する項目

- ▶ 職業紹介事業者は、職業安定法第32条の16 第3項により、職業紹介の実績に関する以下の**情報提供が義務**づけ。  
厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」に提供。
  
- ▶ 情報提供する項目（例）      ▷スライド番号44も参照
  - 紹介による就職者の数および就職者の数のうち無期雇用就職の者の数
  - 無期雇用の就職者のうち就職後6か月以内に離職した者（解雇されたものを除く）の数
  - 手数料に関する事項（手数料表の内容）
  - 返戻金制度（短期間で離職した場合に手数料を返金する制度）の有無や内容
  - その他、得意とする分野など（職業紹介事業者が任意で掲載）



# 人材サービス総合サイト ▶ トップページ

厚生労働省職業安定局  
人材サービス総合サイト

HOME 問い合わせ先 サイトマップ  
文字の大きさ 小 中 大

## 雇用の安定

本サイトでは、労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度の周知や最新情報の提供を行っています。

- 当サイトの対応ブラウザは、Internet ExplorerとMozilla Firefoxとなっておりますのでご注意ください
- 職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項(情報提供)」についての入力事例のご照会はこちら
- 職業紹介事業に関する情報提供(職業安定法改正)の入力(ログイン)はこちら
- 職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項(情報提供)」についてのご案内はこちら

許可・届出事業所の検索	許可・届出事業所の検索	掲載の申込・事業共通	掲載の申込・職業紹介事業
労働者派遣事業	職業紹介事業	労働者派遣、職業紹介事業共通	法第32条の16第3項に関する事項
最新情報一覧	派遣事業制度等	求人情報	アンケート

[著作権等] プライバシー・セキュリティポリシー | サイトの使い方(ヘルプ)

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

このボタンをクリックしてください。

# 人材サービス総合サイト ▶ ログイン画面

- ▶ ユーザーID 及びパスワードは許可証交付時に送付済
- ▶ 紛失等の場合、再発行依頼の手続きが必要

厚生労働省職業安定局

HOME 問い合わせ先 サイトマップ

## 人材サービス総合サイト

文字の大きさ 小 中 大

労働者派遣事業 職業紹介事業 掲載の申込 事業共通 掲載の申込 職業紹介事業 最新情報一覧 派遣事業制度等 求人情報 アンケート

職業紹介事業者の認証を行います。  
厚生労働省職業安定局より予め送付してあります「職業安定法第32条の16第3項に規定する情報提供におけるユーザID及びパスワードの通知について」に記載のユーザIDおよびパスワードを入力し、ログインボタンをクリックしてください。

認証

ID 133899999

Password ●●●●●●●●

ログイン

IDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックしてください。

[著作権等] プライバシー・セキュリティポリシー | サイトの使い方(ヘルプ)

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare  
厚生労働省職業安定局  
All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

# 人材サービス総合サイト ▶ ログイン後の画面

厚生労働省職業安定局

人材サービス総合サイト

HOME 問い合わせ先 サイトマップ

文字の大きさ 小 中 大

労働者派遣事業 職業紹介事業 掲載の申込事業共通 掲載の申込職業紹介事業 最新情報一覧 派遣事業制度等 求人情報 アンケート

入力されたユーザID/パスワードをもとに事業者を検索しました。  
下記の事業者情報でよろしければ、申込ボタンをクリックして下さい。職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項(情報提供)」の入力画面に遷移します。

許可・届出受理番号	13-ユ-899999
許可届出受理年月日	平成30年01月01日
事業主名称	株式会社 需調

戻る 申込

ログインに成功すると事業者情報が表示されるので、確認して「申込」ボタンをクリックしてください。

[著作権等] プライバシー・セキュリティポリシー | サイトの使い方(ヘルプ)

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare  
厚生労働省職業安定局  
All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

# 人材サービス総合サイト ▶ 入力が必要な内容

## ▶ 有料職業紹介事業の方：

①令和3年度就職者数、令和4年度就職者数、**令和5年度就職者数**＊

②手数料表、 ③返戻金制度の有無

＊令和6年4月中に入力が必要

## ▶ 無料職業紹介事業の方：

①令和3年度就職数、令和4年度就職者数、**令和5年度就職者数**＊

＊令和6年4月中に入力が必要

▶ 手数料に関する事項と返戻金制度は入力時期に関わらず、変更があるごとに内容を差し替える

▶ 令和5年度中に事業を開始し、就職者の実績がない場合でも、

① 令和5年度就職者数（「0」）

② 手数料表

③ 返戻金制度の入力は必要

※改正省令により、令和5年10月23日から情報提供項目年度が拡大され、平成29年、平成30年、平成31年の3年度分が追加されています。具体的には、過去に登録されていた公開データが再度公開されていますが、以前の年度においても確認を行い、不備等がある場合には入力をお願いします。

### ▶ 職業紹介事業の運営「法第32条の16項に関する事項（情報提供）」

- すべて**半角**で入力
- 実績がない場合、「**0**」と入力
- **就職者数**は令和**6**年**4**月中、**離職者数**は令和**6**年**10**月～**12**月中に入力
- 事業主（本社など）が、すべての事業所（営業所など）分を**合計した数**を入力

情報登録年度	就職者			離職者数 (人)	離職が判明せず (人)
	4か月以上有期及び無期 (人)	4か月以上有期及び無期 (人) うち無期 (人)	4か月未満有期 (人)		
令和3年度	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
令和4年度	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<b>令和5年度</b>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

事業報告の常用就職件数の合計（無期雇用＋それ以外）を入力（※）  
実績がない場合は0を入力

事業報告の常用就職件数のうち「無期雇用」の数を入力（※）

事業報告の臨時就職延数・日雇就職延数の合計値を入力（※）

令和5年度に就職した**無期**雇用者のうち、**解雇以外**の理由で**6か月以内**に離職した者の数及び離職したか否か**不明**な者の数は、**令和6年10月～12月中**に入力（※）

（※）複数事業所がある場合、合計した数を入力

# 人材サービス総合サイト ▶ 「就職者」欄

③ 就 職			
常 用 就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
無期雇用	それ以外		
4 件	2 件	61 人	0 人
(1) 件	0 件	0 人	0 人
1 件	0 件	0 人	0 人
件	件	人	人
0 件	0 件	0 人	21 人
件	件	人	人
件	件	人	人
件	件	人	人
件	件	人	人
件	件	人	人
4 件	2 件	61 人	21 人

①

②

③

④

▶ 令和6年4月1日～4月30日の間に**令和5年度分**を入力

情報登録年度	就職者※1		
	4か月以上有期及び無期 (人)※2	4か月以上有期及び無期(人) うち無期(人)※2	4か月未満有期 (人日)※2
令和3年度	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
令和4年度	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
令和5年度	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

① + ②  
事業報告の常用就職件数の合計(無期雇用+それ以外)を入力(※)  
実績がない場合は0を入力

①  
事業報告の常用就職件数のうち「無期雇用」の数を入力(※)

③ + ④  
事業報告の臨時就職延数・日雇就職延数の合計値を入力(※)

離職者数 (人) ※3	離職が判明せず (人) ※4
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/> ①	<input type="text"/> ②

令和5年度に就職した無期雇用者のうち、  
解雇以外の理由で6か月以内に離職した者の数  
及び離職したか否か不明な者の数は、  
令和6年10月～12月中に入力（※）

（※）複数事業所がある場合、合計した数を入力  
なお、報告は1年遅れになります

▶ 令和7年度に提出の  
事業報告書で報告  
(令和6年度の内容)

④ 離 職	
無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	
離 職	不 明
1人	0人
(0)人	(0)人
0人	0人
人	人
0人	0人
人	人
人	人
人	人
人	人
人	人
1人	0人

①

②

# 人材サービス総合サイト ▶ 「取扱業務の職種」欄

- ▶ 医療・介護・保育分野のうち、次に記載の8職種に  
**紹介実績がある場合**に入力

- 1.医師、2.歯科医師、獣医師、薬剤師、3.保険医療サービスの職業、  
4.看護師、准看護師、5.保険師、助産師、6.医療技術者、  
7.介護サービスの職業、8.保育士

- ▶ 取扱い職種ごとの**平均手数料実績率**又は**額**および**離職率**を入力

取扱業務の職種	手数料実績率又は額※1	離職率	
<input type="text"/>	<input type="text"/> <small>年度</small> <input type="text"/>	<input type="text"/> <small>年度</small> <input type="text"/> %	<input type="button" value="削除"/>

- ①および③ **可能な限り最新の年度**の実績を入力
- ② 当該職種で貴社が紹介し就職した者の1人あたりの**手数料率 (%)**  
または**手数料額 (円)**の実績平均を入力
- ④ 当該職種で貴社が紹介し就職した者のうち、**無期雇用のうち**  
**6か月以内に離職した者の離職率**を入力



# 人材サービス総合サイト ▶ 情報掲載画面

- ▶ 事業者のホームページのアドレスや、会社概要（PDF版）を**参考情報**として掲載
- ▶ **手数料に関する事項（有料紹介事業者は必須）**や**返戻金制度**（導入している場合のみ）に関する情報も登録
- ▶ ①「事業者PDF」→②「参照」ボタンをクリックし、PDFファイルを指定

## 1 参考情報の情報提供

参考情報は得意職種等の情報を載せたい場合にご入力をお願いします。

ⓘ 貴社の事業者名からの参考情報に関するリンクの掲載を希望される場合は、下記に貴社のURLの登録もしくは、PDFをご記入下さい。

URL

PDF

## 2 手数料に関する事項 ※有料職業紹介事業主は必須入力。無料職業紹介事業主、特別の法人の行う無料職業紹介事業主及び特定地方公共団体無料職業紹介事業主は、入力できません。

ⓘ 有料職業紹介事業者は、貴事業所サイトの手数料の内容の分かるページのURLを記入するか、手数料の内容をPDF化

URL

PDF

内容が分かるホームページのURLを入力するか、PDFのアップロードを選択する  
PDFは申請時に提出した手数料表をPDFにしたものでもよい

参照ボタン

## 3 返戻金制度に関する事項 ※制度の有無は必須入力。無料職業紹介事業主、特別の法人の行う無料職業紹介事業主及び特定地方公共団体無料職業紹介事業主は、入力できません。

ⓘ 有料職業紹介事業者は、返戻金制度の有無を入力してください。  
貴社の返戻金制度の内容の分かるページのURLを記入するか、返戻金制度の内容をPDF化したものをアップロードしてください。（返戻金制度を設けている場合は、必須入力）

返戻金制度を設けていない

返戻金制度を設けている

URL

PDF

返戻金制度の有無を選択する  
返戻金制度を設けている場合は、内容が分かるホームページのURLを入力するか、PDFのアップロードをする  
返戻金制度を設けていない場合は、URLとPDFは任意

最後に「申込」ボタンをクリック



# 人材サービス総合サイト ▶ 確認画面

ホームページへの掲載申込み 職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項(情報提供)」

以下の内容で申し込みをします。よろしければ、申込ボタンを押してください。

ホームページへのリンク

- (1) 参考情報の情報提供 事業者URL :
- (2) 手数料に関する事項 事業者URL :
- (3) 返戻金制度に関する事項 事業者URL :

職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項(情報提供)」

情報登録年度	就職者			離職者数 (人)	離職が不明せず (人)
	4ヶ月以上有期及び無期(人)		4ヶ月未満有期 (人)		
		うち無期(人)			
平成28年度	-	-	-	-	-
平成29年度	-	-	-	-	-
平成30年度	-	-	-	-	-

戻る 申込

入力した内容を確認して、間違いがなければ、「申込」ボタンをクリックしてください。

# 人材サービス総合サイト ▶ 申込完了画面

厚生労働省職業安定局

HOME 問い合わせ先 サイトマップ

文字の大きさ 小 中 大

労働者派遣事業 職業紹介事業 掲載の申込事業共通 掲載の申込職業紹介事業 最新情報一覧 派遣事業制度等 求人情報 アンケート

**「申込完了しました」表示で終了です。**

申込完了しました。  
ボタンを押してください。

HOMEに戻る

※よろしければ本サイトの利用満足度についての [アンケート](#) にご協力下さい。

[著作権等 | プライバシー・セキュリティポリシー | サイトの使い方(ヘルプ)]

 **厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare  
厚生労働省職業安定局

All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

# アペンディックス（補足資料）

---

● 職業紹介事業報告書に関する情報（WEBページ）	-----	44
● 人材サービス総合サイト ▶ 情報提供が必要な事項・方法・時期	-----	45
● 人材サービス総合サイト ▶ よくある問い合わせ	-----	46
● 職業安定法の改正（令和4年10月1日施行）	-----	47
● 職業紹介事業の業務運営要領の改正	-----	48
● 職業安定法施行規則の改正（令和6年4月1日施行）	-----	49
● 「医療・看護・保育」求人者向け特別相談窓口の設置	-----	50
● 医療・介護・保育分野の適正事業者認定制度	-----	51
● 取扱職種の範囲等の明示等 ▶ 概要	-----	52
● 取扱職種の範囲等の明示等 ▶ 法条文	-----	53
● 職業紹介指針（告示141号） ▶ 求人不受理と自己申告	-----	54
● 職業紹介指針（告示141号） ▶ 自己申告書の例（表面）	-----	55
● 静岡労働局メールマガジン登録のご案内	-----	56

# 職業紹介事業報告書に関する情報（WEBページ）

職業紹介事業報告書作成に当たって、参考になるWEBページをご案内します。どうぞご利用ください。

## ■ 職業紹介事業報告書 様式・記載例

- ▶ 「人材サービス総合サイトIDパスワード再発行依頼書」はコチラ

[https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/hourei\\_youshikishu/yoshiki\\_jyukyuchousei.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/yoshiki_jyukyuchousei.html)



## ■ 職業紹介事業パンフレット一許可・更新等マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116946.html>



## ■ 厚生労働省編職業分類（ハローワークインターネットサービス）

- ▶ 「取扱業務等の区分」のどこに分類するかを調べる際はコチラ
- ▶ 令和4年改定版（令和6年4月提出分から使用）

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw\\_job\\_dictionary.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_dictionary.html)



## ■ 職業紹介事業について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/shoukainitsuite.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/shoukainitsuite.html)



	情報提供が必要な事項	情報提供の方法
①	各年度（各年の4月1日～翌年の3月31日）に <b>就職</b> した者の数	「人材サービス総合サイト」に <b>入力</b>
②	①のうち、期間の定めのない労働契約を締結した者（ <b>無期雇用就職者</b> ）の数	
③	②のうち、就職から <b>6か月以内</b> に <b>解雇以外</b> の理由で <b>離職</b> した者の数（※） ※離職者数の調査が必要ですが、返戻金制度に基づき手数料を返戻などした者の数を 集計することにより離職者数を集計しても差し支えありません。	
④	②のうち、就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか <b>判明しなかった者</b> の数	
⑤	<b>手数料</b> に関する事項（手数料表の内容）	「人材サービス総合サイト」で 以下の <b>いずれか</b> を実施* ● PDFの登録 ● 自社ホームページのURLを登録  *変更があれば速やかに更新
⑥	<b>返戻金制度</b> （※）の導入の <b>有無</b> および導入している場合はその <b>内容</b> ※就職から一定期間以内に離職した場合に、手数料の一部を返戻する制度その他 これに準ずる制度	
⑦	その他、職業紹介事業者の選択に資すると考えられる情報【任意】	

	情報の内容	掲載開始・更新時期	掲載期間
①	各年度の就職者数	翌年度の4月1日～4月30日	原則2年6か月
②	各年度の無期雇用就職者数		
③	②のうち、6か月以内離職者数	翌年度の10月1日～12月31日	原則2年間
④	②のうち、6か月以内に離職したか否か不明な者の数		



	Q.お問い合わせ内容	A.回答
1	人材サービス総合サイトの <b>データの更新</b> はいつですか。	月に1度（ <b>毎月10日前後</b> ）の更新となります。
2	住所変更届を労働局に提出しましたが、 <b>いつ反映</b> されますか。	<b>1～2ヶ月</b> お待ちください。
3	掲載の申込（職業紹介事業）で事業 <b>所</b> 毎の入力ができません。	事業 <b>所</b> 毎の入力は出来ません。就職者等は <b>事業主</b> でまとめて入力をお願いします。
4	入力を間違えて掲載申込み、反映されてしまいました。	上書きされますので、再度正しい申請をしてください。
5	今月許可を受けましたが、ログインができません。	新規許可の事業所につきましては、 <b>毎月15日</b> から入力可能となります。
6	労働局からもらったIDとパスワードでログインができません。	事業主が移管したり、過去に紛失等でID・PWを再発行をした場合、以前のID・PWは使用できないため、最新のものを入力してください。また、大文字小文字を正確に <b>半角英数字</b> で入力をお願いします。
7	アップロードしたいPDFがエラーになり、申込ができません。	記号やスペースがファイル名に入っているとエラーになります。名称を変更して、再度アップロードしてください。
8	就職者等を入力しましたが、「数字で入力してください」と表示されます。	全角ではなく、 <b>半角</b> で入力してください。

# 職業安定法の改正（令和4年10月1日施行）

---

令和4年3月31日に職業安定法の一部の改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」が公布され、職業安定法の改正については、令和4年10月1日施行。

求職者が安心して求職活動を行うことができる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的として「求人等に関する情報の的確な表示の義務化」、「個人情報の取扱いに関するルールの整備」、「求人メディア等に関する届出制の創設」の改正が行われました。

---

## ■ 求人等に関する情報の的確な表示の義務化

求人等に関する情報についての的確表示（虚偽または誤解を生じさせる表示を禁止し、最新かつ正確な内容に保つための措置を講じること）を義務付け。

---

## ■ 個人情報の取扱いに関するルールの整備

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにすること。

---

## ■ 求人メディア等に関する届出制の創設

求人メディア・求人情報誌及びインターネット上の公開情報等から収集（クローリング）した求人情報・求職者情報を提供するサービス等を行う募集情報等提供事業者について、求職者に関する情報を収集する場合は、特定募集情報等提供事業者として、届出が必要。



# 職業紹介事業の業務運営要領の改正

---

令和4年12月27日付けで以下の内容について  
「職業紹介事業の業務運営要領」を改正

---

## ■ 厚生労働省編職業分類の改定

- ▶ 令和4年に厚生労働省編職業分類が改定されたことを踏まえて「職業紹介事業の業務運営要領」を改正
- ▶ 具体的には、平成23年版厚生労働省編職業分類の中分類としていたものを、**令和4年版厚生労働省編職業分類の中分類**に改正

今般の職業分類の改定は、社会の実態に近づけることで、求人・求職のマッチングをより円滑に行えるようにする趣旨であることから、**令和5年度の職業紹介事業報告（令和6年4月30日までの報告）**から適切にご対応願います。

---

## ■ 「厚労省人事労務マガジン(メールマガジン)」廃止に伴う改正

- ▶ 「厚労省人事労務マガジン(メールマガジン)」が令和5年3月末で廃止されることを踏まえ「職業紹介事業の業務運営要領」を改正
- ▶ 具体的には、職業紹介責任者は、メールマガジンに登録し、定期的に労働関係法令等の改正に関する情報を把握しなければならないこととしていたものを、令和5年4月からは、**厚生労働省ホームページに掲載される「厚労省人事労務マガジン」にて定期的に労働関係法令等の改正に関する情報の把握に努めること**とします。

# 職業安定法施行規則の改正

令和6年4月1日付けで以下の内容について  
「職業紹介事業法の施行規則」を改正

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/hakenshoukai/r0604anteisokukaisei1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hakenshoukai/r0604anteisokukaisei1.html)

## ■ 求職者に明示しなければならない労働条件明示の追加

▶ 求職者に対し明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。

- ・ 従事すべき業務の変更の範囲※
- ・ 就業場所の変更の範囲※
- ・ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

## ■ 手数料表などの情報提供の方法

▶ 有料職業紹介事業者が事業所内に掲示しなければならない事項について、下記事項については、**当該掲示に代えて**自社ホームページ上などでも情報提供ができるようになります。

- ・ 手数料表
- ・ 返戻金制度に関する事項を記載した書面
- ・ 業務の運営に関する規定

※人材サービス総合サイト上での手数料表、返戻金制度の情報提供は引き続き必要です。

# 『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』の設置

人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受付。

## ▶ 紹介事業職業紹介事業者は以下の事項を遵守

- 自らの紹介で就職した人\*に対して、**就職した日から2年間**は、**転職の勧奨を行ってはいけません。**（\*無期雇用契約に限る）
- 紹介手数料に関しては、**返戻金制度**を設けることが**望まれます。**
- 求職者、求人者双方に対し、**手数料の明示**が必要です。
- 求職申し込みの勧奨を、職業紹介事業者が**金銭等を提供**することによって行うことは**好ましくありません。**
- 職業紹介事業者は、職業安定法第32条の16 第3項により、手数料に関する事項などの**情報提供が義務**づけられています。厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」に提供してください。



# 医療・介護・保育分野の適正事業者認定制度

厚生労働省では、一定の基準を満たした職業紹介事業者を適正事業者と認定する「**医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度**」を実施しています。認定取得による**メリット**もありますので、ぜひご検討ください。

## ■ 認定取得によるメリット

- ▶ 厚生労働省から求人者への認定事業者の周知
- ▶ 特設ウェブサイト上での公表
- ▶ 認定マークの付与 など



## ■ 申請条件、認定基準の確認やお問い合わせ

- ▶ 医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度特設ウェブサイト  
<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



# 取扱職種の範囲等の明示等 ▶ 概要

職業紹介事業者は、**求人または求職の申し込み**を受理した後、**求人者および求職者**に対して、速やかに**取扱職種の範囲・手数料等について明示**する必要があります。

職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示【参考3】

求人者・求職者の皆様へ

事業所名 ○○○○ 許可番号 (22-ユ-XXXX)

●取扱職種の範囲等  
・職種は ▼▼▼▼ ・地域は ○○

●手数料に関する事項  
・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	円（手数料負担者は 求人者 とします。）
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる資金の % （手数料負担者は 求人者 とします。）
求人の発見に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる資金の % （手数料負担者は 求人者 とします。）
特定の条件による特別の求職者の開拓やその他の調査・探索	着手金 円・活動1日当たり 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる資金の % （手数料負担者は 求人者 とします。）
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 円・相談・助言終了時 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる資金の % （手数料負担者は 関係雇用主 とします。）

・求職者からは手数料は徴収いたしません  
（注）求人者から徴収する手数料のみならず求職者から徴収する手数料についても明示が必要

●苦情の処理に関する事項  
求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。  
苦情申出先： 職業紹介責任者 ○○○○ 連絡先 (△△△△) △△-△△△△

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項  
当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員は○○○職員の職務とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者○○○とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を毎年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づき情報の開示を適度な行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む、以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、速滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合には、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理することとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者○○○とする。

●返戻金制度に関する事項  
当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は別紙のとおりです。  
（注）返戻金制度を設けることが望ましいが、設けていない場合にはその旨記載すること

## ■ 明示内容

- ▶ 取扱職種の範囲等
- ▶ 手数料に関する事項
- ▶ 苦情の処理に関する事項
- ▶ 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- ▶ 返戻金制度に関する事項

## ■ 参考例の取得先

- ▶ 労働者派遣事業・職業紹介事業関係様式集



# 取扱職種の範囲等の明示等 ▶ 法条文

## (取扱職種の範囲等の明示等)

第三十二条の十三 有料職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ**求人者及び求職者**に対して知らせることが適当であるものとして**厚生労働省令で定める事項**について、厚生労働省令で定めるところにより、**求人者及び求職者**に対し、**明示**しなければならない。

## (法第三十二条の十三に関する事項)

第二十四条の五 法第三十二条の十三の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- 二 返戻金制度（その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる事由があつた場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度をいう。以下同じ。）に関する事項
- 2 法第三十二条の十三の規定による明示は、求人者の申込み又は求職者の申込みを受理した後、速やかに、第十七条の七第二項各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。
- 3 第十七条の七第二項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。
- 4 有料職業紹介事業者は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、**手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程を掲示**しなければならない。

# 職業紹介指針（告示141号） ▶ 求人不受理と自己申告

2020年（令和2年）3月30日から改正職業安定法の一部や関連する政令・省令・指針が施行され、**一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人の申し込みなどを受理しないことが可能となりました。**

	改正前	改正後
原則	すべての求人を受理しなければならない	
例外	以下のいずれかに該当する求人は、受理しないことができる。 ① 内容が法令に違反する求人 ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人 ③ 求人者が労働条件を明示しない求人	④一定の労働関係法令違反の求人者による求人 ⑤暴力団員など（※）による求人 （※）暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者
	青少年の雇用の促進等に関する法律の指針に基づき、ハローワークが不受理にできる「一定の労働関係法令違反の求人者からの新卒者向け求人」は受理しない旨、取扱職種等の範囲の届け出を行っていただくよう勧奨しています。	

## 【あわせて、以下の規定が整備されます】

- ① 職業紹介事業者は、求人者に対して自己申告を求めることができる
- ② 求人者が自己申告を行わなかった場合にも、求人を受理しないことができる
- ③ 求人者が事実に相違する自己申告を行った場合、都道府県労働局が勧告・公表などを行うことができる

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497.html>

【令和2年3月30日施行分（求人の申込みの不受理に係る改正について）】

（令和2年3月30日時点） [687KB]



# 職業紹介指針（告示141号）▶ 自己申告書の例（表面）

- 職業紹介事業者は、求人者に対して**自己申告を求め**ることができます
- 求人者が自己申告を行わなかった場合、**求人を受理しない**ことができます

## ■ 求人不受理の実施に当たっての留意事項

- ▶ 求人を受理に当たっては、**求人の申し込みが求人不受理の要件に該当するかどうかについて、求人者に対して自己申告を求め、確認**してください
- ▶ 求人の申し込みが**求人不受理の要件に該当することを知った場合**には、**求人の申し込みを受理しないことが望ましい**とされています

### 自己申告書の例（表面）

#### 自己申告書

年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名

事業所所在地

代表者名

- ▶ 自己申告書の例の掲載先URLはスライド番号54を参照

#### ◇自己申告書についての説明事項◇

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。



# 静岡労働局メールマガジン登録のご案内

## メルマガ配信サービス

- 労働行政に関する各種情報を月1回  
\* 毎月20日無料で配信

静岡労働局メールマガジン	検索
--------------	----



- 登録画面バナーでメールアドレス送信

▶▶ 新規登録

▶ 配信停止

セミナー

法改正

面接会

# 終わりに「参加者アンケートについて」

---

## Thank You For Viewing ♪

Zoomの「退出」ボタンを押すと画面上に「参加者アンケート」が表示されます。  
回答後「送信」ボタンを押してください。



パートタイム・有期雇用労働法  
キャラクター「パゆう」ちゃん